

インターネットを上手に利用しよう

皆さんは、ふだん様々なかたちでメールやインターネットを利用していると思います。大変便利で楽しい一方、インターネットには危険が多く潜んでいます。下記のチェック項目を使って、あなたがインターネットトラブルに巻き込まれやすい人かチェックしてみましょう。あなたは何個当てはまるかな？

インターネットトラブル巻き込まれやすさチェック

- お調子者だ
- その場のノリに流されやすい
- 1つのものに集中すると周りが見えなくなる
- 画面上の言葉をそのまま信じてしまう
- メールやLINEなどのSNSのメッセージへの返信が10分以上ないと不安になる
- IDやパスワードは、管理しやすいように全て同じにしている
- インターネットやオンラインゲームの使い方について保護者とのルールを決めていない
- 街中の無料のWi-Fiスポットをよく利用している
- 契約書や取扱説明書はめんどくさいのであまり読まない
- インターネットの情報は正しい

チェックの数が
多いほど危険度が
高いよ！

個



インターネットを上手に使うポイント



インターネットは公共の場です！

インターネットは世界中の人が見ることができます。誰が自分の発言を見ているかわかりません。インターネット上での発言や、個人情報の掲載は十分気をつけましょう！

完全な匿名はありません！

アカウントや過去の記事や写真、GPSなどから個人が特定されてしまうことも…

リアルで言えない・できないことは絶対にしてはいけません！

インターネット上では、無意識のうちに加害者になるおそれや、自分の人生を台無しにしてしまう怖さがあることを忘れずに！

インターネット上にはウソの情報も多く存在します！

インターネットは誰でも気軽に情報を発信できます。そのため、インターネット上には専門家ではない人がのせた間違いやウソの情報もあります。また、有名人などになりすまして注目を集めようとしたり、個人情報を盗もうとする悪意のある人もいます。インターネット上の情報をうのみにせず、自分で見聞きしよく調べて、上手に情報を活用しましょう。

長時間の使用は、ネット依存症や寝不足、頭痛など心や体に悪い影響を与え、生活のリズムをくずしてしまいます！

インターネットやスマートフォン、携帯電話、タブレットなどの使い方について、家族で話し合ってルールを決めるといいでしょう。

自分の発言でトラブルになったときは、すぐに大人に相談しましょう！

ちょっと
待った！



※SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)

LINEやTwitterなど、インターネットを利用して誰でも気軽に情報を発信したり、やり取りができるサービスのこと。気軽に情報発信したり、友だちと連絡が取れて便利な一方、誰とでもつながることができるため、世界中の人に発信内容が見られる可能性がある。発信内容には注意が必要。

インターネットのトラブルにご用心!

消費生活センターによせられる、中学生が契約当事者の相談のほとんどがインターネット関連です。大変便利なインターネットですが、使い方を間違えるとトラブルに巻き込まれてしまいます。事例を知ってトラブルを防ぎましょう!



ワンクリック詐欺

クリックしただけで登録完了に!?

無料の動画を見ていたら、年齢確認画面が現れたので「18歳以上」をクリックした。すると、突然アダルトサイトに登録になり、登録料9万円を請求する画面が現れた。

<アドバイス>

「お金がかかる」といった表示がないのに1回クリックしただけで契約が成立することはありません!これは、あわてて連絡してきた消費者からお金を巻き上げる手口です。このような画面が出たときは、サイトには絶対に連絡しないで消費生活センターに相談しましょう!



無料のオンラインゲーム

夢中になって遊んでいたら、いつの間にか高額請求に!?

無料のオンラインゲームで遊んでいた。レアキャラを手に入れるために、1回だけ課金して1個100円のアイテムを買うことにした。しかし、だんだん夢中になり、気がいたら請求が20万円を超えていた。

<アドバイス>

どうしても課金したい場合は、保護者を買ってもいいかその都度確認するようにしましょう。くれぐれも「夢中になりすぎて、いつの間にかいっぱい課金してしまった!」といったことがないように気をつけましょう。



架空請求メール

身に覚えのないメールには連絡しない!!

大手通販会社の名前で、「サイト利用料が未納のため、本日中に連絡しないと法的手段を取る」という内容のメールが突然届いた。不安に思い電話をすると、「コンビニで4万円分のプリペイドカードを購入して支払うように」と言われた。

<アドバイス>

実在の事業者をかたる架空請求が増えています。身に覚えのない請求や知らない人からのメールは無視しましょう。連絡することで、自分の個人情報を相手に教えてしまうことになり、更なるトラブルに繋がる可能性があります。請求された内容に不安がある場合は、相手に連絡するのではなく、消費生活センターに相談しましょう。



インターネットショッピング

お試しだと思ったら定期購入になっていた!?

SNSのサイトに表示された広告で「お試し価格300円」のダイエットサプリメントを注文したところ、6回の定期購入契約になっていた。しかも、2回目以降は1回の代金が5千円となっている。

<アドバイス>

広告を見て1回限りの購入だと思って申し込んでも、定期的に商品を購入することになってしまうケースがあります。通信販売はクーリング・オフできませんので、利用する際は、商品の特徴や価格だけでなく、購入や返品の条件、送られてきた商品に同封された書類などについてもしっかり確認しましょう。

同じ商品がまた届いた!?



早めの相談がトラブル解決のカギです

「あれ?おかしいなあ」「困ったなあ」と思ったら、1人で悩まず消費生活センターに相談しましょう!!

